

岩手県身体障がい者体育館利用料金表

※朱書きは料金改正があったもの [令和7年4月1日から適用]

区 分			普通利用料金				特 別 利 用 料 金
			全館貸切使用 ※	体育室		個人使用 (1人あたり)	
				貸切使用 (2区分)	区分使用 (1区分)		
				1 時 間 までごとに	1 時 間 までごとに		
入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学 生 ・ 生 徒	円 970	円 1,100	円 550	円 90	休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す 休日、12月29日から 31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通使用料金の額の 2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）を別に徴収する。
		一 般	1,940	1,940	970	100	
	その他の催しに使用する場合		5,680	5,680	2,840		
入場料等を 徴収する場 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学 生 ・ 生 徒	1,600	1,600	800		
		一 般	2,700	2,700	1,350		
	その他の催しに使用する場合		8,900	8,900	4,450		
第3条の規定による許可を受けた場合の 使用料（物品販売行為等）			1人1時間までごとに230円				

※全館貸切使用（体育室貸切使用[2区分]とトレーニング室使用）の場合には、上記普通使用料に加えて付属施設のトレーニング室の使用料金（1時間までごとに210円）が発生します。
備考 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない
場合」とはそれ以外の場合をいう。

附属の施設又は設備の利用料金 [令和7年4月1日から適用]

区 分		アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに 使用する場合
トレーニングルーム	1時間までごとに	210円	430円
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	140円	310円
バレーボール用具	//	30円	70円
バドミントン用具	//	30円	70円
卓球用具	//	70円	130円
テニス用具	//	50円	90円
ハンドボール用具	//	40円	100円
フットサル用具	//	40円	100円
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	20円	50円
机	1個5時間までごとに	30円	70円

電気料及び暖房料 [令和7年10月1日から適用]

区 分		1時間までごとに	
		電 気 料	暖 房 料
		夏季7～9月	
体 育 室	全館貸切使用	570円	990円
	うち水銀灯のみ	260円	
	区分使用	290円	490円
	うち水銀灯のみ	130円	
	個人使用	60円	100円
	うち水銀灯のみ	30円	
トレーニングルーム		10円	70円
摘 要		1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。	